

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るための  
エネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の  
一部の施行に伴う関係省令の改正案の概要についての意見公募の結果について

令和4年11月  
資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部電力基盤整備課

令和4年9月30日（金）～令和4年10月29日（土）にかけて、標記省令案に対する意見募集を実施し、結果は下記のとおりとなりました。

頂いた御意見に対する資源エネルギー庁の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

今後とも、資源エネルギー行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施期間等

(1) 募集期間：令和4年9月30日（金）～令和4年10月29日（土）

(2) 実施方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、郵送

2. 意見募集結果

意見提出件数：1件

3. お問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課  
電話：03-3501-1749

(別紙)

御意見の概要及び御意見に対する考え方

今回の、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令案に対する御意見と御意見に対する考え方は以下のとおりです。

No.	提出意見	御意見に対する考え方
1	異論はありませんが、10万キロワット以上を基準とした根拠をお示してください。	10万キロワット以上の発電ユニットの停止情報等は電力の卸取引に関係があり、卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼす事実とされており、その発電ユニットの休廃止は需給管理上の影響も大きいからです。